

令和6年度

警防車（消防資機材搬送車）仕様書

川越地区消防組合

# 警防車（消防資機材搬送車）仕様書

この仕様書は、川越地区消防組合（以下「当組合」という。）が令和6年度に整備する警防車（消防資機材搬送車）、（以下「搬送車」という。）のぎ装及び性能その他必要な事項について定めるものとする。

## 第1 総 則

- 1 本仕様書に定めるほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、その他関係法令及び通達の定める規格要件に適合し、かつ、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- 2 車両及び取り付け装置並びに積載品、附属品はすべて新規製品のものであること。
- 3 受注者は、納入まで責任をもって行動し、必要と認める検査、車検等はこれを代行し、合格後納入すること。また、これに係る費用並びにリサイクル預託料は車両に含めること。
- 4 自動車重量税及び自動車損害賠償保険加入費用は、当組合が負担するので立替え後請求書を持参すること。
- 5 当組合で緊急車両の手続きを行うので、関係書類（譲渡証明書、図面）を速やかに提出するとともに、納入日の20日前までに新規登録し、車検証の写及び車両四面図写真（前後左右）を提出すること。
- 6 この仕様によるほか、メーカーが公表した仕様、標準取り付け品等はすべてぎ装、又は納入すること。
- 7 搬送車のシャシー、取り付け品、取り付け装置、附属品等の操作について、納車後十分に習熟できるように受注者が教育するものとし、その費用は受注者の負担とする。
- 8 メーカー及び型式等の指定のあるものについては、原則としてこれによるものとする。ただし、同等以上の規格性能を有すると当組合が承認した場合は、この限りでない。
- 9 この仕様書に記載されていない事項であっても、受注者は責任をもって最良の方法で施工すること。
- 10 受注者は、製作の一部を他の業者に外注又は委託する場合は、本仕様書の内容を満たすよう当該業者と十分協議を行い、その旨を当組合に報告すること。
- 11 製作にあたり、工業所有権に関する法律に抵触する問題及びその他の事項が発生した場合は、受注者は責任をもって解決すること。
- 12 この仕様書について疑義、変更等が生じた場合は、当組合に連絡し指示を受けること。
- 13 検査等
  - (1) 必要に応じて中間検査を実施し、次の事項について検査する。
    - ア 製作工程の確認
    - イ ギ装5面図等と仕様書との突合

- ウ その他当組合が指示するもの
  - (2) 完成検査は、次の事項について検査する。
    - ア 仕様書に基づく各種検査
    - イ その他当組合が指示するもの
  - (3) 検査（中間・完成）は、営業担当者等が必ず立ち会うこと。
  - (4) 検査の結果、当組合が不合格と認めた場合は、直ちに修復のうえ再検査を受けるものとする。
- 14 保証等に関しては、次のとおりとする。
- (1) 期間は、納入の日から起算して12ヶ月とする。ただし、保証期間終了後といえども設計、作製、材料不良に起因する事故等の欠陥を認めたときは、すべて無償で修理、交換するものとする。

なお、メーカーにより保証期間が上記より長い場合は、これを優先する。
  - (2) 当分の間、装備品及び電装品等の部品調達ができるように配慮すること。
  - (3) 下記の保証内容及び期間を明記した書類を提出すること。
    - ア シャシー
    - イ ぎ装
    - ウ 付属品等
- 15 登録は「消防車（消防機材搬送車）」で登録すること。
- 16 使用の本拠の位置については、「川越市大字久下戸3528番地1 川越北消防署南古谷分署」とすること。
- 17 燃料は満量として納入すること。
- 18 納入場所は、川越北消防署南古谷分署とし、当組合消防局を経由し、納入すること。
- 19 納入期限は令和7年3月17日（月）とする。
- 20 担当 消防局 警防課装備担当
- 電話 049-222-5891
  - FAX 049-224-2211
  - E-mail [keibou@119kawagoechiku.jp](mailto:keibou@119kawagoechiku.jp)

## 第2 関係書類

- 1 受注者は、製作に着手する前に次の資料を正・副各1部当組合に提出して承認を受けるものとする。
- (1) 車両ぎ装5面図及び主要設備関係図面
  - (2) 製作工程表
  - (3) 諸元明細・取り付け品・取り付け装置並びに積載品・付属品を明記した図書
  - (4) 電気容量計算書及び電気配線系統図
  - (5) 内訳書
  - (6) その他当組合が必要と認めるもの
- 2 車両納入時、次の関係図書を提出すること。
- (1) 納品書（内訳書を含む）

(2) 自動車改造計算書	2部
(3) ぎ装外観図（完成図書を含む）	2部
(4) 取り付け品及び附属品等一覧表	2部
(5) 電気配線図	2部
(6) 完成写真（前後、左右、上面）	2部
(7) 取扱説明書（附属品・積載品も含む）	1部
(8) 車検証及び自賠責保険証の写	1部
(9) 保証期間明細書	1部
(10) その他当組合が必要と認めるもの	

### 第3 シャシー

1 シャシーは、令和6年度に製造された衝突安全性を考慮した4WDキャブオーバー型シングルキャブシャシー（2t車級ロング全低床車ワイドボディー）とし、最新の排ガス規制に適合したディーゼルエンジンであり、当組合の仕様による車両総重量の状態において十分耐えるメーカー仕様の強化シャシーとし、完成車の諸元は次のとおりとする。

(1) 全長	6, 100mm程度
(2) 全幅	2, 200mm程度
(3) 全高	3, 000mm程度
(4) 荷室内寸（前後長）	4, 200mm以上
(5) 最大積載量	2, 000kg 未満
(6) ホイールベース	3, 400mm程度
(7) エンジン	最高出力110Kw 以上
(8) 燃料及びタンク容量	軽油・100ℓ以上
(9) トランスミッション	指定なし
(10) 乗車定員	3名
(11) バッテリー等	24V-80AH以上

※ バッテリー及びオルタネーターは、電装品、車室内装備品等の使用時に必要にして十分な容量を確保するものとする。

(12) ステアリング	右ハンドル・パワーステアリング チルト機構付
(13) ブレーキ装置	アンチロックブレーキ方式
(14) 駆動方式	4輪駆動方式
(15) 作動制限装置は、LSD又はデフロック等の機能付とすること。	
(16) テールゲートリフター	最大許容積載荷重600kg 以上 1式
(17) 排ガス浄化装置	DPD/DPF/ DPR及び尿素SCR

2 取り付け品は、次のとおりとする

(1) AM・FMラジオ（時計表示付）	1式
(2) フォグランプ（LED）	1式
(3) 電動格納式ミラー	1式

(4) 集中ドアロック	1 式
(5) ヘッドライト (LED)	1 式
(6) エアコン	1 式
(7) 後退警報器 (左右折後退音声式・切替スイッチ付)	1 式
(8) 間欠式ワイパー	1 式
(9) 路肩灯 (左右) スモール連動	1 式
(10) 車高灯、サイドマーカーランプ (左右) スモール連動	1 式

### 3 その他

(1) スペアタイヤ	1 本
(2) ドアバイザー	1 式
(3) サンバイザー (運転・助手席)	1 式
(4) マッドガード (全輪)	1 式
(5) 標準工具 (オイルジャッキを含む)	1 式
(6) 三角停止表示板	1 式
(7) フロアマット (運転席・助手席用ゴム製)	1 式
(8) タイヤチェーン (シングルタイプ)	1 式
(9) 車両牽引用ロープ (ソフトカーロープ)	1 式
(10) 車輪止	2 個
(11) 消火器	1 個
(12) バックアイカメラモニター (ルームミラーモニター)	1 式

## 第4 ぎ 装

### 1 概要

- (1) ぎ装は堅牢で、十分な強度及び安定性を有し、耐久性、防水性及び耐腐食性に優れたものであること。また、総体的な重量の軽減を図り、車両重量のバランスを十分に考慮すること。

### 2 警報及び拡声装置等

- (1) 赤色警光灯 (LED式) 1 式をキャブ上部前方に取り付けること。
- (2) 赤色点滅灯をフロントバンパー内、車両後面上部、左右側面後方上部にそれぞれ取り付けること。
- (3) 赤色点滅灯は、赤色警光灯と連動点灯式とし、オフスイッチを取付けること。
- (4) 電子サイレンアンプをダッシュボードに取り付け、スピーカーは赤色警光灯に取り付けること。
- (5) 電子サイレンアンプにハンドマイクを取り付け、広報活動ができる構造とすること。
- (6) 標識灯は赤色警光灯に組み込み式とすること。また、車幅灯と連動点灯とし、Off スイッチを取り付けること。
- (7) 電子サイレンアンプは、左右折後退時に電子音声で注意を促す機能が付くこと。

### 3 電装品

- (1) 各配線及び電装品端子等は、燃料配管・ブレーキ配管及び排気管等との接触を避け整然と敷設固定し、振動及び接触により短絡しない構造とし、ゲルコートチューブ等を使用し配線保護に留意すること。また、水のかかる部分の接続は防滴カップラーを使用するとともに、熱の影響を受ける部分には、断熱処理を施すこと。
- (2) 配線が貫通する部分には、グロメットを使用し、漏水処理を施すこと。
- (3) 配線等は露出することなく、ダッシュボード及び内張り等の内側を通すこと。
- (4) 各電装品は、標準のヒューズボックス又は増設のヒューズボックスに接続すること。
- (5) 増設ヒューズは、見やすい位置に名称を標示すること。
- (6) キャビン室内を有効に照射できるLED照明灯を1箇所設け、ドアの開閉に連動して点灯すること。また、切替スイッチにより点灯・消灯できること。
- (7) 車両3面にLED作業灯を取り付け、スイッチはダッシュボードに取り付けること。
- (8) 車両側面の容易に取り外しができる場所に、外部入力マグネットコンセントを設けAC100Vコンセントにより車両バッテリーを充電できる装置を取付けること。取付場所については別途協議すること。

### 4 無線機等

- (1) デジタル消防専用無線装置、AVM装置等一式（本体のみ支給とし、アンテナ、ハンドセット、スピーカー及び各種配線は、受注者の負担とする。）は支給品を現在取り付けてある車両からの転載とし、取付け要領等は次のとおりとする。  
なお、当組合指令装置等の保守点検等実施する業者と調整し実施すること。
- (2) あらかじめ、転載工事に必要な配線は、可能な限り取付位置へ敷設し、簡易的に名称を付しておくこと。また、次に掲げる配線は指定の位置まで延長すること。  
ア 車速センサー線  
イ バッテリー直線  
ウ バックシグナルセンサー線
- (3) 必要に応じてDCDCコンバータを使用し、配線保護を十分に考慮すること。  
なお、配線は保護管付き同軸ケーブルで接続又は、保護管内にガイドワイヤーを挿入しておくこと。また、電源は、スターターキーが「切」の状態であっても、通電させること。
- (4) デジタル消防専用無線装置及び送受話機は助手席付近に取付けること。
- (5) AVM装置の操作部モニターを中央部付近に取付けること。  
なお、乗車人員に配慮した位置に取り付けること。
- (6) 雑音防止に留意すること。
- (7) 消防専用無線装置及びAVM装置の配線等は、容量及び長さには余裕をとり、配線はフレキシブル管等により露出しない構造とし、貫通部、接続部等の保護、防水措置は完璧に施すこと。  
また、操作部モニターを除く関連機器は、努めて隠蔽処理すること。
- (8) 転載に伴う費用は受注者の負担とすること。また、無線機等に係る免許申請等が必要な場合には受注者が実施するものとし、その費用は受注者の負担とするこ

と。

## 5 荷台

- (1) 荷台は、腐食性に優れたアルミバンフラットパネルのボックス型とし、荷台を全てカバーし、積載物が水で濡れることのないようにすること。  
また、開口部の開閉操作及び積載物の積み下ろし作業が容易にできる構造とすること。
- (2) 荷室長4, 200cm以上とし、内高は200cm程度とすること。
- (3) アルミバンの左側面にワンタッチスライドドアを取付け、施錠できること。  
また、巻込防止装置兼用の昇降用ステップを設けること。
- (4) 後部扉は観音開き式とし、90°ストッパーを取り付けること。
- (5) 前後面の対角線に開閉式のベンチレータを取付けること。
- (6) 荷室内に緊締装置（ラッシングレール2段に、左側面開口部の前方部は3段とする。）及びロープフックを8箇所程度取付けること。なお、左側面開口部の前方（キャビン側）の中段ラッシングレールの高さは950mmとし、ラッシングレール用棚を設け、両端に棚板ストッパーを設けること。
- (7) 荷室の内壁は、耐水合板張りとし、カゴ台車による傷防止のため高さ30cm程度の縞鋼板板張りとすること。
- (8) 付属品として、カゴ台車8個、ラッシングビーム2本及びラッシングベルト2本を積載すること。
- (9) 荷室内にLED式室内灯及び作業灯を取り付けること。  
なお、作業灯はエンジンのかかっている状態でなければ点灯しないようにリレー等を取り付けること。
- (10) 荷室内へ乗り降りを円滑に行う格納型のステップを設けること。

## 6 テールゲートリフター

- (1) 電動モーター駆動式油圧パワーゲートとすること。
- (2) リフトは、引き出しリフト（垂直式）とすること。
- (3) リフト最大許容積載荷重 600kg以上とすること。
- (4) リフト長 有効寸法1, 130mm程度とすること。
- (5) キャスターストッパー及びサイドストッパーを取付けること。
- (6) リフトの操作を室外でも室内でもできるように、室外・室内操作スイッチを設けること。
- (7) リフト昇降時に足の挟み込みの防止装置を設けること。

## 7 塗装及び記入文字

- (1) 塗装は錆落とし錆止め、密着性を向上させる下地処理並びに脱脂を実施し、パテ、水研ぎ、サフェーサー、朱色ウレタン塗装にて吹き付けを行い、熱風乾燥すること。また、上塗りは3回以上とし、磨き仕上げとすること。
- (2) 朱色塗装部分については、キャビン及び荷台全体とし、詳細については協議するものとする。
- (3) 記入文字等の名称、配置及び大きさ等の詳細は次のとおりとする。

記入箇所	記入文字	文字色	文字サイズ（縦×横）	備考
キャブ両側面	川越地区消防局	白色	10cm×10cm程度	

	腕章マーク	カラー	状況に応じたサイズ	
車両側面・後面	川越地区消防局	白色	10 c m×10 c m程度	
	KAWAGOE FIRE DEPT.	白色	状況に応じたサイズ	
左右フロントドア	南古谷警防 1	白色	状況に応じたサイズ	
車体上部	川越地区 南古谷警防 1	白色	状況に応じたサイズ	対空表示
標識灯	南古谷分署	黒色	状況に応じたサイズ	

(4) 文字の記入は、次によること。

ア 字体は、カッティングシートによる丸ゴシック体とすること。

イ 文字の記入はすべて左書きとすること。

ウ カッティングシートは、耐候性に優れた材質とすること。

エ 法令等に抵触しない限り、白色のカッティングシートは反射式とすること。

オ 文字のサイズ及び間隔は、貼付面の構造等により、若干の変更は可とすること。

カ その他詳細については、当組合の指示によること。

## 8 その他

- (1) 車体後部のバックアイカメラと連動するルームミラー型カラーモニターを取り付けること。
- (2) フロントバンパーはワイドタイプとし、ボディーと同色とすること。
- (3) フロントパネル中央部付近に、消防章を 1 個取付けること。
- (4) ドライブレコーダを取り付けること。
- (5) 消火器を専用の収納箱に収納し、巻込防止装置内の荷台下部に取り付けること。
- (6) 車輪止めを巻込防止装置付近に取り付けること。
- (7) 荷台下部に収納箱を取り付けること。なお、大きさは最大限とすること。

## 第 5 その他（附属品等）

1 標準取付品及び付属品は次のとおりとする。

	品 名	数 量	備 考
1	シャシー	1 式	
2	朱色塗装	1 式	補修塗料含む
3	文字記入	1 式	
4	パワーステアリング	1 式	
5	テールゲートリフター	1 式	引き出しリフト（垂直式）
6	AM・FMラジオ	1 式	時計機能付
7	フォグランプ	1 式	LED
8	集中ドアロック	1 式	
9	エアコン	1 式	
10	後退警報器	1 式	右左折後退音声式・切替スイッチ付
11	間欠ワイパー	1 式	
12	路肩灯	1 式	LED式（左右）
13	車高灯、サイドマーカーランプ	1 式	スモール連動 必要数



14	スペアタイヤ	1本	
15	ドアバイザー	1式	
16	サンバイザー	1式	
17	マッドガード(全輪)	1式	
18	標準工具	1式	
19	三角停止表示板	1式	
20	フロアマット	1式	
21	タイヤチェーン(バンド付き)	1式	シングル
22	車両牽引ロープ	1式	ソフトカーロープ H-10A
23	車輪止	2個	巻込防止装置付近取付け
24	自動車用消火器	1個	ABC粉末3.5kg 収納箱含む
25	バックアイカメラモニター	1式	ルームミラーモニター
26	ドライブレコーダ	1式	Kenwood DRV-CW560 (記録媒体32GB×2枚)
27	消防章	1個	
28	電子サイレン	1式	OS Mark-11(川越仕様) 全音声単独オフスイッチ付 ・TSK-5102V(専用マイク付)
29	散光式赤色警光灯	1式	大阪サイレン NP-L-VK2M-C
30	赤色点滅灯	1式	大阪サイレン ・フロントグリル左右 LFA-50 ・後面左右 LFA-300×2個(作業灯兼用、減光仕様) ・左右側面用 LFA-300×4個(作業灯兼用、減光仕様)
31	LED作業灯(車両側面・後面)	1式	LFA-300×6個(左右各2個・後面2個、赤色点滅灯兼用)
32	荷室用ベンチレータ	2式	開閉式 荷室前後
33	荷室内作業灯(サーチライト)	1式	
34	荷室内LED灯	1式	
35	キャビン内LED灯	1式	
36	ラッシングベルト	2本	ラチェット式
37	ラッシングビーム	2本	
38	ロープフック	8個	
39	工具箱	1式	
40	カゴ台車	8台	本宏製作所 イージーコンテナ ELS-6 中間棚・防塵カバー付
41	スペアキー	3本	
42	消防専用無線装置等転載	1式	

43	バッテリー管理装置	1式	マグネットコンセント式（充電ケーブル含む）
----	-----------	----	-----------------------